

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

- (1) 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- (2) 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- (3) 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取り引きを含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- (4) 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- (5) 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事実の隠ぺいなどを目的とした資金提供、不適切・異例な取り引き及び便宜供与は行いません。

(暴力団排除条項の導入について)

当組合では、平成 19 年 6 月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、預金者等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合等に、当組合の判断により取引をお断り等することを定めた暴力団排除条項を普通預金規定、総合口座取引規定等に導入し、平成 23 年 1 月以降、新规定によりお取り扱いさせていただいております。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。なお、平成 23 年 1 月以降は、普通預金等の新規のお申込み時に、お客さまが反社会的勢力でないことを表明・確約していただきます。当組合では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みを積極的に行って参りますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。